

放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会  
最終報告書(案)に対する主な意見と委員会の考え方(案)

---

## 1. 実施期間

平成30年6月16日(土)～7月9日(月)

## 2. 意見提出者(提出順)

合計49者

### 【放送事業者:40者】

日本テレビ放送網(株)	宮城テレビ放送(株)	(株)テレビ信州	朝日放送テレビ(株)
(株)テレビ岩手	山口放送(株)	四国放送(株)	西日本放送(株)
(株)テレビ金沢	RKB毎日放送(株)	北日本放送(株)	(株)毎日放送
(株)福島中央テレビ	日本海テレビジョン放送(株)	(株)鹿児島読売テレビ	(株)テレビ朝日
(株)フジテレビジョン	(株)TBSテレビ	(株)熊本県民テレビ	テレビ東京(株)
(株)テレビユー山形	日本放送協会	(株)秋田放送	青森放送(株)
(株)テレビ大分	南海放送(株)	東海テレビ放送(株)	ブロードキャスト・サテライト・ディズニー(株)
中京テレビ放送(株)	(株)中国放送	関西テレビ放送(株)	広島テレビ放送(株)
(株)テレビ新潟放送網	札幌テレビ放送(株)	(株)長崎国際テレビ	福井放送(株)
読売テレビ放送(株)	(株)テレビ宮崎	(株)福岡放送	(株)ジュピターテレコム

### 【通信事業者、関係団体等:6者】

(株)Jストリーム	(一社)日本民間放送連盟	(一社)日本新聞協会
(一社)日本ケーブルテレビ連盟	日本電信電話(株)	(一社)衛星放送協会

### 【個人:3者】

## ■最終報告書全体に対する意見

No.	提出された主な意見	委員会の考え方
1	<p><b>【同時配信の方向性に関する意見】</b></p> <p>同時配信については、視聴者ニーズ、事業コスト、権利処理、地域制御、ローカル局への影響、ビジネスモデルの再構築といった課題をクリアしながら、段階的に実施すべきと考えます。</p> <p>民放においては、同時配信を実施した場合の事業性が重要な課題となります。現時点で、地上波の番組を常時同時配信することに事業性は見出し難いと考えます。</p> <p>日本テレビ放送網（株）  同旨：青森放送（株）、（株）秋田放送、朝日放送テレビ（株）、（株）鹿児島読売テレビ、札幌テレビ放送（株）、（株）テレビ岩手、（株）テレビ大分、（株）テレビ信州、（株）長崎国際テレビ、西日本放送（株）、日本海テレビジョン放送（株）、（株）福岡放送、（株）福島中央テレビ、（株）宮城テレビ放送、山口放送（株）</p>	<p>民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。</p> <p>他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ制作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、多くの放送事業者が、通信事業者、インターネット関連事業者、権利者、製作会社等多様なステークホルダーと連携を深めながら同時配信を含めた様々なサービス展開を図ることのできる環境を整備していくことが適当と考えております。</p>
2	<p><b>【同時配信によるトラフィック急増の対応方策に関する意見】</b></p> <p>近年、動画配信サービスの利用拡大等に伴うインターネットトラフィックの急増*により、通信事業者のネットワークにおいても負荷が増大しており、今後もこの傾向は継続すると想定されます。</p> <p>昨年度、在阪民放5局と実施した実証事業における検証結果を踏まえると、このようなトラフィック増加傾向の下で、4K等を含めた放送コンテンツをネットを通じて安定的に視聴するためには、通信事業者のネットワークにおいて、優先制御や専用帯域の確保により品質保証された「専用ルート」での配信が前提になると考えます。</p> <p>今後、4K等を含めた放送コンテンツが広くネット同時配信されるようになると、通信事業者のネットワークにどのような影響・負荷を与えるのか等について検討が必要と考えており、そのためにも、報告書(案)に記載されているとおり、まずは視聴需要の推計やそれを基にしたトラフィック需要等の検討を進めることが重要であると考えます。</p> <p>その上で、ネットワークの増設等が必要になる場合には、こうした投資・コストを通信事業者が適切に回収できる仕組みが必要になると考えます。</p> <p>そのため、放送コンテンツのネット同時配信の実現に向けては、上記の点を踏まえ、持続可能なサービス提供のあり方やビジネス性について、放送事業者を含めたステークホルダー間で検討を深めていく必要があると考えます。</p> <p>*ブロードバンド契約者の総ダウンロードトラフィックは、2014年以降、毎年1.3～1.6倍程度増加（総務省「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計・試算」(2018年2月)）</p> <p>日本電信電話（株）</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、同時配信の本格化によりトラフィックが急増する場合の具体的な対策については、放送事業者及び通信事業者などのステークホルダー間で連携体制を構築し、検討していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証事業等を通じて、こうした取組を支援していくことが適当と考えております。</p>

No.	提出された主な意見	委員会の考え方
3	<p><b>【NHKの常時同時配信に関する意見】</b></p> <p>NHKの常時同時配信については、国民・視聴者に対して常時同時配信を始める社会的意義やニーズを丁寧に説明するとともに、制度改正の方向性や具体的な実施計画を提示し、国民各層の合意を得ることが不可欠であると考えます。</p> <p>NHKは、放送を発展させてきた民放との二元体制を尊重し、NHKの公共性と民放ビジネスを両立させた二元体制を同時配信においても十分考慮すべきと考えます。</p> <p>日本テレビ放送網（株）  同旨：青森放送（株）（株）秋田放送、（株）鹿児島讀賣テレビ、札幌テレビ放送（株）、四国放送（株）、（株）テレビ岩手、（株）テレビ金沢、（株）テレビ信州、（株）テレビ宮崎、（株）長崎国際テレビ、日本海テレビジョン放送（株）、（株）福岡放送、（株）宮城テレビ放送</p>	<p>本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。</p> <p>常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。</p>
4	<p><b>【NHKの同時配信及び民間とのデータ共有に関する意見】</b></p> <p>NHKの同時配信については、配信にかかるコストを含めた事業計画を明らかにし、受信料を負担する国民からの理解を得るべきと考えます。また、民間事業者の配信事業への影響に、NHKは十分に考慮すべきと考えます。NHKが同時配信を行う場合は民間放送事業者へ各種データの共有を要望します。</p> <p>朝日放送テレビ（株）  同旨：（株）テレビ信州</p>	<p>本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。</p> <p>常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。</p> <p>なお、今後も引き続きNHKや民間放送事業者が必要な情報共有を図りながら、サービス内容や配信システム機能の在り方等に関する検討や同時配信の本格化によりトラフィックが急増する場合の具体的な対応策の検討を行っていくことが適当と考えております。</p>

## ■序章 審議の背景

No.	提出された主な意見	委員会の考え方
2. 審議事項		
5	<p>テレビ放送のインターネットによる同時配信（以下、同時配信）について、民放事業者は試験的にスポーツ中継などの同時配信に取り組み、技術面・運用面・事業面などの課題を検証していますが、「現時点で同時配信の事業性は見出し難い」との基本的な考え方に変更はありません。</p> <p>インターネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化について、本案は「もとより、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断による」と述べており、そうした認識に賛同いたします。今後とも行政の検討にあたっては、個別社の自主性を尊重していただくよう要望します。</p> <p>（一社）日本民間放送連盟  同旨：青森放送（株）、朝日放送テレビ（株）、（株）鹿児島讀賣テレビ、札幌テレビ放送（株）、（株）中国放送、（株）TBSテレビ、（株）テレビ朝日、（株）テレビ大分、（株）テレビ東京、（株）テレビユー山形、東海テレビ放送（株）、南海放送（株）、西日本放送（株）、日本テレビ放送網（株）、讀賣テレビ放送（株）</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。</p>

## ■第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方

No.	提出された主な意見	委員会の考え方
6	<p>NHKが実施を予定している常時同時配信については、放送の補完であるべきと考えます。その上で、費用の具体的な試算と受信料制度の中での位置づけなどの重要な課題について、早急に方針を示すべきです。</p> <p>また、NHKはインターネット実施基準により、インターネットに向けた業務の費用を、各年度の受信料収入の2.5%を上限と定めています。常時同時配信もその範囲内の費用で行い、またインターネット実施基準に定められた費用内訳の公表も詳細に行い、透明性を確保すべきです。</p> <p>常時同時配信のコストは受信料制度という国民全体に関わる問題であるため、幅広く議論し、国民の考えを反映させ、合意を得るべきと考えます。</p> <p>NHKは今後とも民放事業者に試験的提供の実施結果に関する具体的なデータ提供や報告をし、実態に即した検討を行うよう要望します。</p> <p>日本テレビ放送網（株）                      同旨：青森放送（株）、（株）鹿児島讀賣テレビ、札幌テレビ放送（株）、（株）テレビ大分、（株）テレビ宮崎、西日本放送（株）、日本海テレビジョン放送（株）、（株）福島中央テレビ</p>	<p>本委員会では、NHK、民間放送事業者に関わらず、放送コンテンツが視聴環境の変化に対応して一層円滑に製作・流通していくための基盤・環境の整備を進める観点から検討を行ったものです。常時同時配信の実施を含めた公共放送の在り方については現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討が進められているところです。</p> <p>なお、今後も引き続きNHKや民間放送事業者が必要な情報共有を図りながら、サービス内容や配信システム機能の在り方等に関する検討や同時配信の本格化によりトラフィックが急増する場合の具体的な対応策の検討を行っていくことが適当と考えております。</p>
<h3>1. モバイル端末・PC向け同時配信</h3>		
7	<p>同時配信の地域制御に関しては、全国単一の事業者であるNHKとは異なり、系列はありながらも各社独立した事業体である民放は、地域制御についての、あり方や考え方に大きな違いがあり、その整理は非常に難しい問題となります。</p> <p>これは、NHKと民放との大きな違いであり、今後、同時配信への取り組みの中で、重要な課題として検討することを要望します。</p> <p>（株）中国放送                      同旨：（株）テレビユー山形、（株）TBSテレビ、中京テレビ放送（株）、四国放送（株）</p>	<p>ローカル局を含めた多くの民間放送事業者が継続的に同時配信サービスを提供できる基盤を構築することが重要であり、今後、総務省が行う実証事業などを通じて、視聴者の利便性や事業の継続性などの観点から、サービス内容や配信システム機能について、民間放送事業者が主体的に共有・協調領域を検討していくことが重要と考えております。</p>
8	<p>災害情報配信機能などの各種追加機能の提供について言及されていますが、「サービス内容は各放送事業者の経営判断による」との検討の前提に基づくべきです。</p> <p>検討については、実証実験を複数年度にわたって行うなどし、様々な角度から検討の精度を高めるべきです。また、特にモバイル端末において、災害情報の配信については通信キャリア側の機能も搭載されており、放送事業者のみでの検討では不十分となると考えられます。国民のニーズを正確に把握し、放送事業者の事業性判断に資する内容となるよう、丁寧に時間をかけ、行っていくべきと考えます。</p> <p>日本テレビ放送網（株）                      同旨：青森放送（株）、関西テレビ放送（株）、札幌テレビ放送（株）、中京テレビ放送（株）、（株）テレビ大分、（株）長崎国際テレビ、（株）福岡放送、（株）福島中央テレビ、讀賣テレビ放送（株）</p>	<p>同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各民間放送事業者の経営判断によるものと考えております。</p> <p>他方、ローカル局を含めた多くの民間放送事業者が継続的に同時配信サービスを提供できる基盤を構築することが重要であり、今後、総務省が行う実証事業などを通じて、視聴者の利便性や事業の継続性などの観点から、サービス内容や配信システム機能について、民間放送事業者が主体的に共有・協調領域を検討していくことが重要と考えております。</p>

No.	提出された主な意見	委員会の考え方
9	<p>「複数の放送事業者がサービス内容や配信システム機能の共有・協調領域を検討し、多くの放送事業者が同時配信を継続的に実施しやすい環境を整備することが重要」との指摘は利便性・経済合理性の高い事業環境を実現し、民放事業者の経営の選択肢を広げる観点から適切であると考えます。民放事業者による同時配信は実施の可否を含め個別社の経営判断によりますが、検討可能な共有・協調領域は少なくありません。共有・協調領域においては、NHKが先導的役割を果たすことが期待されるところです。</p> <p>（一社）日本民間放送連盟 同旨：南海放送（株）</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、今後も引き続きNHKや民間放送事業者が必要な情報共有を図りながら、サービス内容や配信システム機能の在り方等に関する検討や同時配信の本格化によりトラフィックが急増する場合の具体的な対応策の検討を行っていくことが適当と考えております。</p>
10	<p>本構成員のご意見通り、トラフィック総量の推計だけではなく、地域のISP、モバイル網等への影響を検討するために、今後の実証実験実施に際しては、複数の固定キャリア、モバイルキャリア、CDN事業者の連携によるデータ収集と結果データの解析を検討に入れるべきと考えます。</p> <p>また、トラフィック推計の精度を高めるために、PCやスマホ等クライアントサイドでのダウンロード速度やバッファリング情報、クライアント情報、サーバー情報等の計測データを取得し、分析可能とする事も検討に入れるべきと考えます。</p> <p>（株）Jストリーム 同旨：広島テレビ放送（株）</p>	<p>同時配信の本格化によりトラフィックが急増する場合の具体的な対策については、放送事業者及び通信事業者などのステークホルダー間で連携体制を構築し、検討していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証事業等を通じて、こうした取組を支援していくことが適当と考えております。</p>

## ■第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方

No.	提出された主な意見	委員会の考え方
2. スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信		
11	<p>放送事業者がハイブリッドキャストを活用して4K配信を行う際には、放送と同様に安定して視聴できることが要求されますが、現実には伝送路等の状況に左右されることとなります。安定的、効率的かつ持続可能な経済合理性のある配信方策の検討を、総務省が放送事業者や通信事業者と連携して行うことに賛成します。</p> <p>讀賣テレビ放送(株)                      同旨：朝日放送テレビ(株)、関西テレビ放送(株)、(株)熊本県民テレビ、四国放送(株)、(一社)日本ケーブルテレビ連盟</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p>
12	<p>ローカル局とケーブルテレビ事業者が連携する事により新たなサービスを創出する可能性を有すると記述されていますが、地域事情等が大きく異なる事も踏まえ、各放送事業者の判断に委ねるものと考えます。</p> <p>(株)福島中央テレビ                      同旨：(株)鹿児島讀賣テレビ、(株)中国放送</p>	<p>民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。</p>
13	<p>現時点では、地上波の2K番組を同時配信することすら事業性を見出すことができない状況です。4Kの普及促進に向け技術的な課題を検討していくことは大切ですが、視聴者の実態調査、同時配信に関わるシステム構成や費用試算についても並行して検討していくことが重要であると考えます。</p> <p>(株)テレビ信州</p>	<p>民間放送事業者による同時配信等のサービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。</p> <p>他方、ローカル局を含めた多くの放送事業者が視聴環境の変化を踏まえ、ネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化や質の高いコンテンツ製作環境の確保を図ることが重要であり、今後、総務省においては、規格推進団体と連携して、対応受信機の普及促進、人材育成等の支援を図るほか高精細画像の安定的かつ効率的な配信方式の検討を進めていくことが適当と考えております。</p>

## ■第1章 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方

No.	提出された主な意見	委員会の考え方
3. 視聴データの利活用		
14	<p>視聴データの利活用は国民・視聴者のニーズにより一層こたえる番組制作や、より効果的・効率的な広告を実現し放送のメディア価値向上を図る手段として大いに期待される所です。視聴データの利活用モデル構築のための実証事業を行い、環境整備を進める旨の提言に賛同します。</p> <p>朝日放送テレビ（株） 同旨：四国放送（株）、東海テレビ放送（株）、南海放送（株）、（株）毎日放送、讀賣テレビ放送（株）</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p>
15	<p>「視聴データの収集と利活用を円滑に図るには、放送事業者間でどのような視聴データの収集が必要かを検討しつつ、視聴データの収集・分析について、協調することのできる領域を整理していくことが重要と考えられる」という部分に賛同します。ただし、視聴データの利活用は民放事業者のビジネス領域に係るものであり、その点に留意して議論が進むことを要望します。</p> <p>（株）フジテレビジョン 同旨：中京テレビ放送（株）</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、民間放送事業者による視聴データの収集・利活用は、各事業者の経営判断によるものと考えております。</p>
16	<p>視聴データの利活用は国民・視聴者のニーズにより一層こたえる番組制作や、より効果的・効率的な広告を実現し放送のメディア価値向上を図る手段として大いに期待される所です。視聴データの利活用モデル構築のための実証事業を行い、環境整備を進める旨の提言に賛同します。</p> <p>視聴データの利活用を真に図るためには国民・視聴者が安心できる環境を整えとともに、放送事業者が有用かつ十分な数量の視聴データを収集できることが不可欠です。特に特定の個人を識別できない視聴データである「非特定視聴履歴」について過度に厳格な運用ルールを課せば、利活用の可能性を摘むことになりかねません。</p> <p>行政においてもそうした認識をあらためて確認するとともに、「放送分野の視聴データは適切に管理・利活用される仕組みであること」や「最終的には国民・視聴者の利便性向上に役立つこと」などの周知広報に取り組むよう要望します。</p> <p>（一社）日本民間放送連盟 同旨：（株）テレビ朝日</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、視聴データの収集にあたっては、視聴者のプライバシー保護に十分配慮し、視聴者に安心感を与えながら、放送事業者が円滑に視聴データの収集・利活用を行うことが重要であり、今後、総務省においては、放送事業者等の関係者が「放送受信者等の個人情報の保護に関するガイドライン」等を踏まえながら、民間における運用ルールを円滑に策定できるよう必要な支援を行うことが適当と考えております。</p>

No.	提出された主な意見	委員会の考え方
17	<p>視聴データの利活用に関しては、協調すべき領域が存在し、特に視聴データの収集は一元化するのが望ましいと考えます。</p> <p>視聴データ収集ではテレビでのリアルタイム視聴がその対象のほとんどとなり、そのためにはインターネット接続されたテレビのデータ放送を利用することが前提となるため、各局ごとにログインが必要な状態は視聴者の利便性を考えると望ましくないためです。データの精度や信頼性、サードパーティDMPとのデータ突合の容易さという観点からも、一元化したデータ収集が求められます。</p> <p>また、現在行われている既存のデータ放送サービスにとって過度な負荷とならないように配慮する必要があり、その点においてもデータ収集の一元化が望ましいと考えます。</p> <p>ただし、一元化によって特定の業者が利することのないように、また、各局の自由な競争が妨げられることのないように収集したデータの扱いは慎重な配慮が必要となります。</p> <p>日本テレビ放送網（株）  同旨：青森放送（株）、（株）鹿児島讀賣テレビ、札幌テレビ放送（株）、中京テレビ放送（株）、（株）テレビ金沢、（株）テレビ信州、西日本放送（株）、広島テレビ放送（株）、山口放送（株）</p>	<p>視聴データの収集や利活用を円滑に図るためには、放送事業者が中心となり、協調領域を整理しながら、利活用モデルの構築・整理を図るとともに、視聴データを円滑に共有するためのルール作りや視聴者の安全安心の確保のための運用ルールを策定していくことが重要と考えており、今後、総務省においては、実証実験の実施などを通じて、こうした取り組みを支援することが適当と考えております。</p>

## ■第2章 放送コンテンツの適切かつ円滑な製作・流通の推進に対する意見

No.	提出された主な意見	委員会の考え方
1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理		
18	<p>同時配信にあたっては、放送だけでなく、配信で使用可能かどうか、すべての楽曲の権利処理を行う必要があります。権利者団体の管理範囲が広い音楽分野であっても、アウトサイダー問題は存在しており、この点を留意する必要があると考えます。</p> <p>日本海テレビジョン放送（株）                      同旨：青森放送（株）、（株）鹿児島讀賣テレビ、（株）熊本県民テレビ、（株）中国放送、（株）テレビ朝日、南海放送（株）、西日本放送（株）、日本テレビ放送網（株）、（一社）日本民間放送連盟、山口放送（株）、讀賣テレビ放送（株）</p>	<p>アウトサイダーへの対応策としては、本報告書（案）P.62に記載のあるとおり、「音楽分野において当面取組を進めるべき事項としては、包括的利用許諾契約による対応を念頭に置いた際に、特に商業用レコードについて、アウトサイダーへの対応策を可能な限り進めておくことが必要である。このため、権利者団体において、文化庁によるコンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業を活用しながら、権利情報を正確に把握できる環境を整備するとともに、放送事業者による情報提供の協力も得ながら、委任範囲の拡大に取り組むことが必要である。」「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。具体的には、放送事業者においては同時配信サービスの展開内容の具体化及び実証等を通じた具体的課題の抽出、音楽分野の権利者団体においては上記②の取組による委任範囲の拡大及び権利情報の集約化をそれぞれ進め、継続的な検討体制のもとでそれぞれの状況について放送事業者と権利者との間で情報共有を図った上で、音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要である。その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。また、文化庁における権利情報集約化に向けたデータベースの整備に関する実証事業の進捗状況や拡大集中許諾制度全般に関する検討状況等も踏まえる必要がある。」と考えております。</p> <p>御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。</p>

No.	提出された主な意見	委員会の考え方
19	<p>今回の検討に際して、同時配信を進めるには著作権法の改正が望まれるという意見を放送事業者が繰り返し述べたことは、報告書案に記載されているとおりです。(40ページ及び50ページ)。</p> <p>現在の著作権法制で、放送と同時配信の権利が異なる規定について、NHKは、かねてより、より円滑な権利処理を進めるために、同時配信については多くの国と同様、放送と同じ扱いとするよう、著作権法の改正を要望しています。</p> <p>今後継続して取り組むべき事項として、62ページには、「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要」、「音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要」と記載されていますが、ここで言及されている「権利処理手法」の選択肢には、当然、法改正の検討が含まれるものと理解しています。</p> <p>したがって、関係者間において、今後、同時配信の権利処理に関する検討が行われる場合は、こうした議論の整理を前提とし、制度的な対応も含めて検討が進められるべきものと考えます。</p> <p>日本放送協会                      同旨：青森放送（株）、札幌テレビ放送（株）、（株）中国放送、（株）TBSテレビ、（株）テレビ朝日、（株）テレビ東京、（株）テレビユー山形、（株）長崎国際テレビ、西日本放送（株）、日本テレビ放送網（株）                      読売テレビ放送（株）</p>	<p>本報告書（案）P.61-62に記載のあるとおり、「放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となった段階で、放送事業者と権利者との協議によって円滑な権利処理方法が形成されることが必要であり、今後も、今回の審議における議論の整理を前提として、権利処理方法の形成に向けた取組を継続して行うことが重要である。」「放送事業者においては同時配信サービスの展開内容の具体化及び実証等を通じた具体的課題の抽出、音楽分野の権利者団体においては上記②の取組による委任範囲の拡大及び権利情報の集約化をそれぞれ進め、継続的な検討体制のもとでそれぞれの状況について放送事業者と権利者との間で情報共有を図った上で、音楽及び実演分野について具体的な権利処理手法の整理を図ることが必要である。」と考えております。</p> <p>御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。</p>
20	<p>NHKにおける試験的提供は、試験という前提での許諾という側面があり、将来も許諾が得られることの絶対的な根拠とならないことにも留意するべきです。</p> <p>日本テレビ放送網（株）                      同旨：青森放送（株）、札幌テレビ放送（株）、（株）テレビ信州、（株）福岡放送</p>	<p>本報告書（案）P.62に記載のあるとおり、「なお、もとよりNHKの試験的提供は、NHKがサービスの改善・向上のために行う検討に資する目的で実施されるものであるが、その際の権利処理に関する結果分析は、今後の関係者による検討において重要な参考情報になると考えられる。しかし、今回NHKから説明があった結果分析の内容については、具体的にどの権利が問題となっており、なぜ権利者の許諾が得られなかったのか等についてより詳細な情報を得たいとの意見が出されている。このため、NHKが今後の試験的提供を実施する場合には、例えば、許諾を得られなかった事例についてより詳細な情報を把握して分析を行い、民間放送事業者、権利者団体等の関係者に情報提供を行うなどの取組を期待する。」と考えております。</p> <p>御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。</p>

No.	提出された主な意見	委員会の考え方
21	<p>NHKがテレビ放送の常時同時配信や同時配信の権利処理ルールの形成について先行した場合、同ルールが先例となり民放事業者の事業展開に影響を及ぼすことが懸念されます。このため、NHKは権利処理の検討に関する情報を民放事業者に対し適切に提供するなど、民放事業者への影響に十分配慮すべきです。</p> <p>（一社）日本民間放送連盟                      同旨：青森放送（株）、朝日放送テレビ（株）、（株）鹿児島讀賣テレビ、（株）熊本県民テレビ、札幌テレビ放送（株）、中京テレビ放送（株）、（株）テレビ朝日、（株）テレビ岩手、（株）テレビ大分、（株）テレビ金沢、（株）テレビ信州、（株）テレビ東京、（株）テレビ宮崎、（株）長崎国際テレビ、南海放送（株）、西日本放送（株）、日本海テレビジョン放送（株）、日本テレビ放送網（株）、（株）福岡放送、（株）福島中央テレビ、（株）毎日放送、讀賣テレビ放送（株）</p>	<p>本報告書（案）P.62に記載のあるとおり、「同時配信に関する具体的な権利処理方法の形成に向けて、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討が必要であるが、そのための体制作りが重要である。（中略）その際には、NHKと民間放送事業者との間で権利処理に関する取組状況に関する情報共有も合わせて行う必要がある。」と考えております。</p>
22	<p>同時配信を行う場合、ローカル局の権利処理業務が大きな負担となることが懸念される。そのため、①より円滑かつスムーズなルール作り ②仕組みとして可能かではなく実態として実行可能な形式を目指した議論になることを期待する。</p> <p>中京テレビ放送（株）                      同旨：（株）テレビ大分、東海テレビ放送（株）、南海放送（株）、日本海テレビジョン放送（株）、広島テレビ放送（株）、山口放送（株）</p>	<p>御意見を踏まえ、P.62に「ローカル局における対応にも留意する必要がある」旨を追記いたします。</p>
23	<p>原作、写真、絵画、映画、アニメ等の分野では、権利者団体が存在しないか、もしくは権利者団体が存在してもその管理範囲はとて狭い状況です。そのため権利者毎の個別交渉が必須となり、同時配信の権利処理は困難な状況です。権利者団体のない、もしくは管理範囲の狭い分野では、同時配信権利処理において非常に大きな問題があることに留意する必要があると考えます。</p> <p>（株）鹿児島讀賣テレビ                      同旨：青森放送（株）、（株）TBSテレビ、（株）テレビユー山形、日本海テレビジョン放送（株）、日本テレビ放送網（株）、（株）フジテレビジョン、山口放送（株）</p>	<p>音楽及び実演以外の分野については、本報告書（案）P.62に記載のあるとおり、「音楽及び実演以外の分野についても、今回の議論では主な検討項目としなかったが、放送事業者においてビジネスモデルの具体像が形成され、検討の必要があると判断される場合には、放送及びネット配信における現状の取扱い及び今回の議論の中で示された意見を踏まえ、更なる情報共有と検討を行うことが必要である」と考えております。</p> <p>御意見は、総務省において今後検討を進める上での参考とすることが適当と考えます。</p>
24	<p>今回の検討は、将来的に同時配信を実施すると仮定した場合に想定される権利処理方法の考察を行う、いわば「図上演習」として行われ、現時点における権利者側と放送事業者側の意見が両論併記されたものと理解します。その意味で、本案が「同時配信の権利処理については、放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となっていない現段階においては、（中略）関係者間においてそれらに対する評価は分かれており、示された複数の選択肢の中から具体的な権利処理方法を現時点で絞り込むことは困難である」としたことは適切と考えます。</p> <p>（一社）日本民間放送連盟                      同旨：朝日放送テレビ（株）、（株）中国放送、（株）テレビ朝日、（株）テレビ東京、東海テレビ放送（株）、南海放送（株）、（株）フジテレビジョン</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p>

No.	提出された主な意見	委員会の考え方
2. 放送コンテンツの適正な製作取引の推進		
25	<p>本案にあるとおり、業界団体未加盟社（番組製作会社）への周知・啓発は、業界全体としての重要な課題です。行政においても、総務省ガイドラインの周知・啓発の徹底、および総務省フォローアップ調査の回答率向上のための取り組みを進めるよう要望します。</p> <p>（一社）日本民間放送連盟 同旨：（株）朝日放送</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。本報告書（案）P84に記載があるとおり、「総務省及び推進協議会は、総務省ガイドラインの周知・啓発を徹底する。特に、業界全体への適正な製作取引の普及・浸透の観点から、総務省は、業界団体未加盟者（番組製作会社）に対する総務省ガイドラインの周知・啓発に取り組むことが重要であり、推進協議会においても、同様の取組を進めることが期待される」と考えております。</p>
26	<p>当社は、日本民間放送連盟からの指導や要請を受けて、制作会社などに対する契約書の締結、定期的なヒアリングや協議の場等を通じて下請法の理解・遵守に努めているところであります。放送コンテンツの適正な製作取引の推進は、ローカル民間放送事業者にとっても生命線であり、自社番組において大きな役割を担う番組制作会社と、緊密な連携や公正な取引を継続することが企業コンプライアンスの根幹を成すものと心得ています。様々な場面を通して適正な著作権の帰属や公正な取引価格の選定を進め、スムーズな業務執行の実現に取り組んでいく所存です。</p> <p>南海放送（株） 同旨：（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本ケーブルテレビ連盟、（株）フジテレビジョン、（株）毎日放送</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p>